

2008年11月12日
株式会社ゆうちょ銀行
郵便局株式会社

災害義援金の無料送金サービスの実施（取扱期間の延長）

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役会長 古川治次、以下「ゆうちょ銀行」）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 川茂夫）では、ミャンマー・サイクロン災害により被災された皆さまへの救助等を行う団体にあてた通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスを実施しておりますが、その取扱期間を延長しますので、お知らせいたします。

1 救援団体の名称及び取扱延長期間

加入者名	口座記号番号	取扱延長期間	備考
セーブ・ザ・チルドレン 緊急援助基金	00980-7-57019	平成20年11月13日(木)から 平成21年 3月31日(火)まで	払込取扱票の通信欄に 「ミャンマー・サイク ロン」と記入してくだ さい。

2 取扱機関

ゆうちょ銀行各店舗、郵便局の貯金窓口（簡易郵便局を含みます。）
簡易郵便局窓口での受付については銀行代理業を営んでいる郵便局に限ります。

3 その他

A T Mによる通常払込み及びゆうちょダイレクト(パソコン、携帯電話及び電話・F A X)での送金は有料となります。

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】 株式会社 ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門広報部（報道担当） 電 話：03-3504-4440（直 通） F A X：03-3580-6799	【お客さまのお問い合わせ先】 ゆうちょコールセンター 0120-108420 受付時間 平 日 8：30～21：00 （土・日・休日 9：00～17：00） 〔12/31～1/3〕
--	--